

【別紙 2】

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号
又は第 4 号による随意契約の締結状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づく随意契約の締結状況について、守口市契約規則第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり公表します。

担当課	契約の内容（契約名称）	契約締結日	契約金額（円）	契約の相手方氏名又は名称	随意契約によることとした理由
道路公園課	京阪守口市駅前公衆トイレ 清掃業務委託	令和 6 年 4 月 1 日	1 業務 3, 878 円 （うち取引に係る消 費税及び地方消費税 の額 352 円）	公益社団法人 守口市シルバー人材センター 理事長 川部 正彦	地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定するシルバー 人材センターであり、本業務の履 行が可能であるため。